

ふれあいクラブ助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者を中心とし、障がい者・児童をはじめ、宇土市民が自主的に集いの場を運営し、その活動を通して地域での孤立予防や見守り、介護予防等を推進するための助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふれあいクラブ 週1回、地域住民が主体となり、簡単な体操と地域サロンを開催する活動
- (2) 地域サロン 地域住民が収益を目的とせず、組織、年齢に関係なく交流活動・美化活動・健康推進活動・地域コミュニティー形成を行う場

(助成対象の要件)

第3条 ふれあいクラブ活動を奨励するために、消耗品費、公民館使用料、備品購入費等として助成金を交付するものとする。助成金の交付を受けることができる事業実施団体は、次の各号のすべてに該当しなければならない。

- (1) 宇土市に居住する者（介護予防サポーター・生活支援サポーター等のボランティアを含む。）で構成されていること。
- (2) ふれあいクラブ開催場所は、宇土市内であること。
- (3) 登録者が5人以上であり、65歳以上の者が1人以上含まれていること。
- (4) 週1回活動すること。

(助成金の種類)

第4条 助成金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 活動支援費 ふれあいクラブの取組を奨励するために、1月あたりの消耗品費、公民館使用料、備品購入費等として交付するもの。
- (2) 活動準備費 ふれあいクラブを始めるにあたり、必要物品の購入等に充てるため、発足時のみに交付するもの。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 活動支援費 金額は、宇土市地域介護予防活動支援事業実施要領に基づき、年度ごとに決定する。
- (2) 活動準備費 6,000円

(助成金の交付)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業実施団体は、ふれあいクラブ助成金申請書（様式第1号）、登録者名簿（様式第2号）を宇土市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）会長へ提出しなければならない。

2 会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査等により、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金の交付を決定する。助成金の交付を決

定したときは、事業実施団体に対して、助成金交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

3 助成金の交付を受けた事業実施団体は、領収証（様式第4号）を本会に提出する。

（変更の申請等）

第7条 助成金の交付の決定を受けた者は、ふれあい活動を休止し、又は廃止しようとするときは、遅滞なくふれあいクラブ活動休止・廃止届（様式第5号）を会長へ提出しなければならない。

（助成金の返還）

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、会長の命ずるところにより、助成を受けた事業実施団体は、助成金の全部又は一部を返還しなければならない。この場合、事業実施団体に対して助成金交付取消・変更通知書（様式第6号）により通知する。

- (1) 前条の規定によるふれあいクラブ活動休止・廃止届を提出した場合
- (2) 年末年始等の特別な場合を除き、ふれあいクラブ開催が月に3回以下であった場合
- (3) ふれあいクラブにおいて、営利目的、教室勧誘等の収益に繋がる活動が行われた場合
- (4) 参加希望者に対し、正当な理由なくふれあいクラブへの参加を拒否した場合

（努力義務）

第9条 助成金を受けようとする事業実施団体は、次の各号に掲げる事項に努める。

- (1) 出席者名簿（様式第7号）を作成し、会長へ報告すること。
- (2) ふれあいクラブ参加者は、宇土市内の他の行政区からの受け入れを可能とするため、正当な理由がない限り、参加を拒否できないこと。

（事故等への対応）

第10条 事故等への対応は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ふれあいクラブ実施中の事故に関しては、宇土市が加入する保険の範囲内で対応する。
- (2) 事故が発生した場合、本会が報告を受け、宇土市と協議のうえ対応する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の一部は、令和2年1月1日に改正する。

年 月 日

ふれあいクラブ助成金申請書

社会福祉法人
宇土市社会福祉協議会 会長様

住 所 : _____

団体名 : _____

代表者 : _____ (印)

担当者 : _____ TEL _____

年度, ふれあいクラブを実施したいので, 助成金の交付を申請します。

※助成金申請額 計 _____ 円

(内訳)

活動支援費 _____ 円 × _____ ケ月 = _____ 円

活動準備費 6,000 円

年 月 日

ふれあいクラブ登録者名簿

団体名（ ）

番号	氏名	生年月日	住所	連絡先	介護予防 サポーターに ○
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

宇市社第 号
年 月 日

様

宇土市社会福祉協議会
会長 印

ふれあいクラブ助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったふれあいクラブ事業に対する助成金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付予定額 円

2 交付の条件

- (1) この補助金等を申請の目的以外に使用しないこと。
- (2) 助成金の使途が不相当と認めるときは、助成金の全部又は一部の返還を命じることがある。

年 月 日

領収証

宇土市社会福祉協議会 会長様

金 円也

但 年度ふれあいクラブ助成金として

上記正に受領いたしました

印

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

社会福祉法人
宇土市社会福祉協議会 会長 様

申請者

住所

団体名

代表者

印

ふれあいクラブ活動休止・廃止届

年 月 日付け 第 号でふれあいクラブ助成金交付決定通知のあった
ふれあいクラブ事業について、下記のとおり活動を休止・廃止したいので、ふれあいクラ
ブ助成金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 活動休止・廃止の内容

2 活動休止・廃止事由の発生日

年 月 日

3 活動休止・廃止の事由

様式第6号（第8条関係）

宇市社第 号
年 月 日

様

宇土市社会福祉協議会
会長 印

ふれあいクラブ助成金交付取消・変更通知書

年 月 日付け 第 号で通知したふれあいクラブ事業に対する助成金について、ふれあいクラブ助成金交付要綱第8条の規定により下記のとおり取消・変更したので通知します。

記

- 1 交付金 円
(内訳： 年 月分～ 年 月分)
- 2 取消・変更の理由

様式第7号（第9条関係）

ふれあいクラブ出席者名簿

地区名（ ）

開催日（ ）

開催時間（ ）

番号	どちらかに○	氏名	生年月日	住所	電話番号
1	サポーター 参加者				
2	サポーター 参加者				
3	サポーター 参加者				
4	サポーター 参加者				
5	サポーター 参加者				
6	サポーター 参加者				
7	サポーター 参加者				
8	サポーター 参加者				
9	サポーター 参加者				
10	サポーター 参加者				
11	サポーター 参加者				
12	サポーター 参加者				
13	サポーター 参加者				
14	サポーター 参加者				
15	サポーター 参加者				